生ごみひと絞り事業

本事業にご理解とご協力いただきありがとうございます。本資料をご一読いただき、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 生ごみひと絞り事業について

長崎県のゴミの排出量の約 6 割が一般家庭からの生活系ごみ、うち 8 割が燃やせるごみで、その多くを生ごみや紙類が占めています。

生ごみの約8割は水分と言われており、生ごみをひと絞りするだけで、ごみの減量とCO2削減につながります。

長崎の未来のために、今日からできる一歩。一緒にはじめてみませんか?

※生ごみをひと絞りするための「水切り器具」は長崎県の事業を活用し、無料配布(返却不要)します。また、ごみ減量の実績を把握する必要があり、モニター調査として、「生ごみひと絞り事業記録用紙」に11月1日~11月30日(30日間)の期間、絞り出た水分量(目安での計量)の記録をつけていただきます。(記録を元に、アンケートに回答することとなります。)どの程度の量が減ったのか、具体的な数字で示すために重要になりますので、ご協力よろしくお願いします。

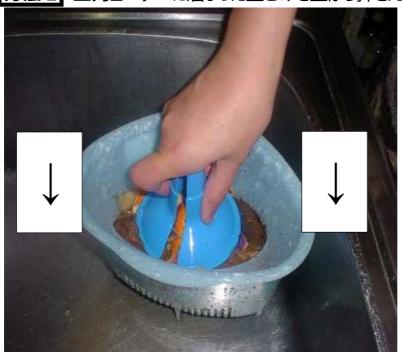


参考:水切り器具

2. 実証実験方法

生ごみの「水切り器具」を活用し、生ごみをひと絞りします。 「水切り器具」は、以下の3通りの方法でご使用いただけます。

方法1 三角コーナーに溜まった生ごみを上から押さえつける。



方法2 本体の切れ込み部に水切り袋を横から差し込む。 (水切り袋に溜まった生ごみを上から押さえつける。)



方法3 排水口に溜まった生ごみを上から押さえつける。



※絞り出た水分量を目視で構いませんので、配布する「生ごみひと絞り事業記録用紙」に 記載してください。

3. 配布物

- ・「水絞り器具」※返却不要
- ・「生ごみひと絞り事業記録用紙」
- ・「生ごみひと絞り事業アンケート用紙」

4. 記録期間及び提出方法等

- ・1 1月1日 (土) ~1 1月30日 (日) (30日間)、「生ごみひと絞り事業記録 用紙 に記入するようにお願いします。
- ※目視の計量で目安での計量で構いません。
- ※水分量目安:大さじ1杯で約15g、お茶碗1杯で約150g
- ・1ヶ月間「生ごみひと絞り事業記録用紙」を記入していただき、それを元に、「生ごみひと絞

り事業アンケート用紙」にて報告をお願いします。 (アンケートは原則WEBで回答していただくようお願いします。)

- ・WEBでの回答が難しい場合、「生ごみひと絞り事業アンケート用紙」に記入していただき、環境政策課(千々石庁舎)、地域づくり推進課(吾妻庁舎)、及び各総合支所へ提出、または環境政策課へFAX(0957-37-2131)等にて提出するようお願いします。
- ※「生ごみひと絞り事業記録用紙」の提出は不要です。
- ・アンケートの回答期限は令和7年12月26日(金)までとなっております。 (アンケートで報告して頂いた方の中から抽選でエコグッズをプレゼントします。)

お問い合わせ先

雲仙市役所環境政策課環境政策班

TEL:0957-47-7813 FAX:0957-37-2131